

福井都市計画地区計画の変更（永平寺町決定）

福井都市計画西野中地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名称	西野中地区計画	
位置	松岡町西野中	
面積	約4.9ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は松岡町の中心部より南に約2.5 km離れた吉野地区のほぼ中央部に位置し、周辺は水田に囲まれた良好な自然環境が形成された市街化調整区域内の農村集落及びその周辺地区である。</p> <p>当地区において、地区施設(道路、公園等)の整備と建築物等に関する規制・誘導を通じ、合理的かつ健全な土地利用と環境整備により、既存集落の環境改善を進めるとともに、周辺環境と調和した良好な住宅地の形成を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>当地区は、農家住宅を中心とする農村集落及び集落に隣接する緑豊かなゆとりある低層一戸建て専用住宅地として、自然環境と調和した良好な居住環境の形成を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>新規開発地区では、良好でゆとりある街区を形成するため既存道路と関連させ、区画道路を適切に配置し、既存集落内では、既存の集落道路を拡幅整備し、居住環境の改善を図る。</p> <p>また、地区内に日常的に利用可能な公園を配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>新規開発地区では良好なゆとりある低層一戸建て住宅地の居住環境の形成を図るため、建築物の用途の制限を行うとともに、建ぺい率、容積率の最高限度、建築物の高さの最高限度、敷地規模の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態・意匠の制限、垣または柵の構造の制限を定め、住宅地の景観を整備し保全する。</p>

2. 地区整備計画

地区整備計画	地区施設	道路		名称	幅員	延長	名称	幅員	延長
		区画道路6-1	6m	164m	区画道路5-5	5m	100m		
		区画道路6-2	6m	108m	区画道路5-6	5m	44m		
		区画道路6-3	6m	85m	区画道路5-7	5m	43m		
		区画道路6-4	6m	162m	区画道路5-8	5m	70m		
		区画道路6-5	6m	97m	区画道路5-9	5m	235m		
					区画道路5-10	5m	230m		
		区画道路5-1	5m	183m	区画道路5-11	5m	15m		
		区画道路5-2	5m	62m					
		区画道路5-3	5m	100m					
区画道路5-4	5m	73m							
公園	約400㎡(新規開発地区面積の3%以上)								
建築物等に関する事項	地区の区分	A地区(新規開発地区)			B地区(既存集落地区)				
	面積	約1.2ha			約3.7ha				
	建築物等の用途の制限	<p>次にあげる建築物以外の建築物を建築してはならない。</p> <p>1. 一戸建ての専用住宅</p> <p>2. 公民館、農業集落改善センター等区内居住者の利用に供する公益施設(延べ面積が600㎡以内のものに限る)</p>							
	容積率の最高限度	5/10(ただし、付属車庫等が同一敷地内にある場合は、6/10とする)							
	建ぺい率の最高限度	3/10(ただし、付属車庫等が同一敷地内にある場合は、4/10とする)							
	敷地面積の最低限度	300㎡							
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路及び隣地境界線までの距離は1.5m以上とする。							
	建築物等の高さの最高限度	<p>1. 10m以下かつ3階(地階を含む)以下</p> <p>2. 当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とする。</p>							
	建築物等の形態・意匠の制限	<p>1. 屋根は勾配屋根とする。</p> <p>2. 外壁又はこれに代わる柱の色彩は原色を避け、周辺環境に配慮した落ち着いた色調とする。</p>							
かき・さくの構造の制限	道路に面する敷地の部分に垣またはさくを設置する場合は、生垣とする								

「区域は計画図表示のとおり」

理由

土地改良事業で設置された道路の出来形による面積・区画道路・公園の変更および事務取扱上の混乱を防止するためのB地区における建築物等の用途の制限の記述削除。